

中山間地域での農業を続けたい

中山間地域等直接支払交付金(国)

担当課

農林企画課農地林務係 TEL 72-8237

本事業の役割

条件が不利な中山間地域でも農用地を管理する農業者を支援します。

対象者は？

集落や組織等に参加し、5年間農業を継続する農業者等が対象です。

集落単位でまとめて交付するので、分配を受けるためには参加が必要です。

どのような事業内容？

対象農用地の地目や区分に応じて交付金が交付されます。

なお、集落等で取り決めた協定の内容によって交付単価は変わります。

さらに、一定の取組を行うことで交付金の加算措置を受けられます。

対象になる農地は？

次の2つの条件をクリアした農用地に限ります。

(1)対象地域

旧立花村、旧横川目村、旧福岡村、旧稲瀬村、旧更木村、旧岩崎村内の地域

(2)対象農用地(次の①～④のいずれかに該当すること)

①急傾斜地、②緩傾斜地、③小区画・不整形な田、

④高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地

手続はどうするの？

(1)集落内で話し合い、協定を作る

(2)計画書の提出【6/30まで】

(3)活動の実施

(4)交付金の交付

本事業の背景

農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動の維持を通じて、耕作放棄地の発生を防止し多面的機能の確保を図る制度として平成12年度から運用されています。

対象農用地の条件一覧

対象農用地の種類	地目	傾斜
①急傾斜地	田	1/20以上
	畑・草地・採草牧草地	15° 以上
②緩傾斜地	田	1/100以上1/20未満
	畑・草地・採草牧草地	8° 以上15° 未満
③小区画・不整形な田	田	—
④高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地	—	—

単価

- (1)基礎単価((1)のみだと単価の8割)
- (2)体制整備単価

条件別単価表(10a当たり)

地目	傾斜	(1)+(2)の単価	(1)のみの単価
田	急傾斜(1/20以上)	21,000円	16,800円
	緩傾斜(1/100以上)	8,000円	6,400円
畑	急傾斜(15° 以上)	11,500円	9,200円
	緩傾斜(8° 以上)	3,500円	2,800円
草地	急傾斜(15° 以上)	10,500円	8,400円
	緩傾斜(8° 以上)	3,000円	2,400円
採草牧草地	急傾斜(15° 以上)	1,000円	800円
	緩傾斜(8° 以上)	300円	240円

単価の条件について

協定で定めた活動が(1)のみの場合は単価の8割、(1)+(2)で行う場合は交付金の10割が交付されます。

(1) 農業生産活動等を継続するための活動

- ① 農業生産活動等(例:水路や農道等の管理活動)
- ② 多面的機能を増進する活動(例:周辺隣地の管理、景観作物の作付)

(2) 体制整備のための前向きな活動

次のA～C要件のいずれかを達成することで(2)の条件を満たします。

(A要件) 農業生産性の向上

次の①から⑤の中から2項目以上を実施すること。

- ① 機械・農作業の共同化
- ② 高付加価値型農業
- ③ 生産条件の改良
- ④ 担い手への農地集積
- ⑤ 担い手への農作業委託

(B要件) 女性・若者等の参画を得た取組

協定参加者に女性・若者・NPO等1名以上新たに加えたうえで、次の①～③の中から1項目以上を実施すること。

- ① 新規就農者による営農
- ② 農産物の加工・販売
- ③ 消費・出資の呼び込み

(C要件) 集団的かつ持続可能な体制整備

協定参加者が活動等の継続困難となる場合に備えて、活動を継続できる体制を構築すること。

加算措置について

上記活動に加え、次の取組を行う場合は交付単価に所定額が加算されます。

(1) 集落連携・機能維持加算

① 集落協定の広域化支援(地目に関わらず3,000円/10a)

2集落以上の集落が連携して広域の協定を締結し、新たな人材を確保して、農業生産活動等を維持するための体制づくりを行う場合、協定内の農用地全体に加算します。

② 小規模・高齢化集落支援(田:4,500円/10a、畑:1,800円/10a)

本制度を実施している集落に新規の小規模・高齢化集落の農用地を取り込んで農業生産活動を行う場合、新しく取り込んだ農用地に対して加算します。

(2) 超急傾斜地農地保全管理加算(田及び畑:6,000円/10a)

急傾斜地よりも急な傾斜地(田:1/10以上、畑:20°以上)の農用地の保全や有効活用に取り組む場合に該当する農用地に対して加算します。